

学校感染症による登園停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により登園停止となりますので、医師の許可があるまで、幼稚園を休ませてください。

病気が治った時には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登園する日に持参してください。(インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は、別の報告書になります)

なお、感染予防のため、園長の指示で登園停止となった場合は、欠席扱いになりません。

【感染症名と登園停止期間のめやす】

感染症名	登園停止の期間
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ解熱後3日間を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日間を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※は、保護者が記入してください。

治 癒 証 明 書

(認) 樹徳幼稚園

※ _____ 組 氏名 _____

上記の者は、学校感染症の（ _____ ）が、治癒しましたので

月 _____ 日より登園してよいことを、証明します。

※園記入：出停期間（ _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日まで）

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師氏名

印